

地域移行支援提供実績記録票の記載における留意点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「3」の事業所が使用する様式。

[illegible]

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「日付・曜日」欄に、当該サービス提供月において、地域移行支援を提供した日及びその曜日を記載する。
- ② 「算定日数」欄に、本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、「1」を記載する。
- ③ 「サービス提供の状況」欄に、実際にサービス提供した内容に基づいて、次のとおり記載する。
 - ・体験利用の場合・・・「体験利用」
 - ・体験宿泊Ⅰの場合・・・「体験宿泊Ⅰ」
 - ・体験宿泊Ⅱの場合・・・「体験宿泊Ⅱ」
- ④ 「備考」欄に、本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、支援の具体的な内容を記載する。

退院・退所月加算を算定する場合、
当該支給決定障害者が施設等から退院・退所した日を記載する。

地域定着支援提供実績記録票の記載における留意点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「3」の事業所が使用する様式。

[illegible]

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「日付・曜日」欄に、当該サービス提供月において、地域定着支援を提供した日及びその曜日を記載する。
- ② 「サービス提供の状況」欄に、緊急対応を実施した場合、「緊急時支援」を記載する。
- ※ 体制確保のみの場合、実績記録票への記載は要しない。

障害児通所給付費・入所給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

(様式第一)

障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

下記のとおりに請求します。

指定事業所番号	
住 所 (所在地)	
電話番号	
名 称	
職・氏名	

平成 年 月 日

請求金額 円

区 分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
通所 障害児 給付費							
入所 障害児 給付費							
小 計							
特定入所障害児食費等給付費							
合 計							

請求書の作成は、事業所番号単位で行い、
同一事業所番号で管理される事業所の障害児通所給付費・入所給
付費等の請求は、一括で行う。

当該事業所番号単位での

- ① 障害児通所給付費
- ② 障害児入所給付費
- ③ 特定入所障害児食費等給付費(補足給付費)
- ④ 特別対策費
- ⑤ 自治体助成額

の請求合計額を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。

- ① 件数
- ② 総単位数
- ③ 費用合計(100/100の額)
- ④ 給付費請求額
- ⑤ 特別対策費請求額
- ⑥ 利用者負担額
- ⑦ 自治体助成額

を記載する。

③=④+⑤+⑥+⑦ となる。

障害児通所給付費・入所給付費等明細書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

(様式第二)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書									
都道府県等番号				平成 年 月 日					
助成自治体番号									
受給者証番号				指定事業所番号					
給付決定保護者氏名				請求事業所番号					
給付決定に係る障害児氏名				事業所及びその事業所の名称					
				地域区分					
利用者負担上限月額①				指定事業所番号					
利用者負担上限額				管理結果					
管理事業所				管理結果額					
サービス種別				サービスコード					
サービス内容				サービスコード					
サービスコード				サービスコード					
サービス単位				サービス単位					
サービス回数				サービス回数					
サービス単価				サービス単価					
サービス総額				サービス総額					
サービス利用日数				サービス利用日数					
給付単位数				給付単位数					
単位数単価				単位数単価					
総費用額				総費用額					
1割相当額				1割相当額					
利用者負担額				利用者負担額					
調整後利用者負担額				調整後利用者負担額					
上乗金管理後利用者負担額				上乗金管理後利用者負担額					
決定利用者負担額				決定利用者負担額					
請求額				請求額					
特別経費				特別経費					
自治体助成分請求額				自治体助成分請求額					
特定入所障害児食費等給付費				特定入所障害児食費等給付費					
算定日額				算定日額					
算定回数				算定回数					
給付費請求額				給付費請求額					
実費算定額				実費算定額					
枚数				枚数					

同一事業所番号で括られた指定事業所が、一人の障害児に複数事業の支援を提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。

受給者証に記載された利用者負担上限月額を記載する。

利用者負担の上限額管理結果を記載する。

障害児通所支援・入所支援提供時には、当該サービス種別の番号を記載し、開始年月日、終了年月日、利用日数及び入院・外泊日数の該当項目を記載する。

- ① 「サービス内容」欄に、サービスコード表に記載された名称を記載する。
- ② 「サービスコード」欄に、サービスコード表に記載されたサービスコードを記載する。
- ③ 「単位数」欄に、サービスコード表に記載された単位数を記載する。
- ④ 「回数」欄に、当該月における算定回数を記載する。
- ⑤ 「サービス単位数」欄に、単位数に回数を乗じて算出した単位数を記載する。

- ① 「サービス種類コード」欄に、サービスコードの上2桁の番号及び名称を記載する。
- ② 「サービス利用日数」欄に、当該月における支援提供実日数を記載する。
- ③ 「給付単位数」欄に、サービス単位数の合計を記載する。
- ④ 「単位数単価」欄に、当該事業所に適用される1単位の単価を記載する。
- ⑤ 「総費用額」欄には、給付単位数に単位数単価を乗じて得た額を記載する。
(端数処理: 小数点以下は切捨て(⑥も同じ))
- ⑥ 「1割相当額」欄には、総費用額に10/100を乗じて得た額を記載する。
- ⑦ 「利用者負担額②」欄には、⑥を記載する。ただし、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五が適用された受給者の場合、「法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。
- ⑧ 「上限月額調整」欄に、⑦又は負担上限月額のうち小さい額を記載する。
- ⑨ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。
- ⑩ 「給付費・請求額」欄に⑤から⑨を控除した額を記載する。
- ⑪ 「合計」欄には、各欄の合計額を記載する。

特定入所障害児食費等給付費の請求額を記載する。

特例障害児通所給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、登録事業所番号(10桁)の3桁目が「8」の事業所が使用する様式。

(様式第四)

特例障害児通所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請 求 先)

殿

下記のとおり請求します。

登録事業所番号	
住 所 (所在地)	
電話番号	
名 称	
職・氏名	

平成 年 月 日

請求金額 百万 千 百 十 円

区 分	件数	単位数	費用合計	給付費 請求額	特別対策費 請求額	利用者 負担額	自治体 助成額
時 例 障 害 児 通 所 給 付 費							
小 計							
高 額 障 害 児 通 所 給 付 費							
小 計							
合 計							

請求書の作成は、事業所番号単位で行い、
同一事業所番号で管理される基準該当事業所の特例障害児通所
給付費等の請求は、一括で行う。

当該事業所番号単位での
① 特例障害児通所給付費
② 高額障害児通所給付費
③ 自治体助成額
の請求合計額を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。
① 件数
② 総単位数
③ 費用合計(100/100の額)
④ 給付費請求額
⑤ 特別対策費請求額
⑥ 利用者負担額
⑦ 自治体助成額
を記載する。
③=④+⑤+⑥+⑦ となる。

特例障害児通所給付費等明細書の記載における留意点

本様式は、登録事業所番号(10桁)の3桁目が「8」の事業所が使用する様式。

(様式第 五)

特例障害児通所給付費等明細書

同一事業所番号で括られた基準該当事業所が、一人の障害児に複数事業の支援を提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。

受給者証に記載された利用者負担上限月額を記載する。

利用者負担の上限額管理結果を記載する。

障害児通所支援提供時には、当該サービス種別の番号を記載し、開始年月日、終了年月日、利用日数の該当項目を記載する。

- ① 「サービス内容」欄に、サービスコード表に記載された名称を記載する。
- ② 「サービスコード」欄に、サービスコード表に記載されたサービスコードを記載する。
- ③ 「単位数」欄に、サービスコード表に記載された単位数を記載する。
- ④ 「回数」欄に、当該月における算定回数を記載する。
- ⑤ 「サービス単位数」欄に、単位数に回数を乗じて算出した単位数を記載する。

- ① 「サービス種類コード」欄に、サービスコードの上2桁の番号及び名称を記載する。
- ② 「サービス利用日数」欄に、当該月における支援提供実日数を記載する。
- ③ 「給付単位数」欄に、サービス単位数の合計を記載する。
- ④ 「単位数単価」欄に、当該基準該当事業所に適用される1単位の単価を記載する。
- ⑤ 「総費用額」欄には、給付単位数に単位数単価を乗じて得た額を記載する。
(端数処理: 小数点以下は切捨て(⑥も同じ))
- ⑥ 「1割相当額」欄には、総費用額に10/100を乗じて得た額を設定する。
- ⑦ 「利用者負担額②」欄には、⑥を記載する。ただし、法第二十一条の五の十一が適用された受給者の場合、「法第二十一条の五の十一に基づく市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。
- ⑧ 「上限月額調整」欄に、⑦又は負担上限月額のうち小さい額を記載する。
- ⑨ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。
- ⑩ 「給付費・請求額」欄に⑤から⑨を控除した額を記載する。
- ⑪ 「合計」欄には、各欄の合計額を記載する。

市町村番号		平成		年		月		日	
助成自治体番号									
受給者証番号		登録事業所番号		事業所及びその事業所の名称		地域区分			
通所給付決定保護者氏名		請求事業所		事業所名称		地域区分			
通所給付決定に係る障害児氏名		利用者負担上限月額①		指定事業所番号		管理結果		管理結果額	
サービス種別		平成		年		月		日	
サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数	
給付費明細欄		サービス内容		サービスコード		単位数		回数	
サービス種類コード		サービス利用日数		給付単位数		単位数単価		総費用額	
1割相当額		利用者負担額②		上限月額調整		決定利用者負担額		給付費	
請求額		給付費		請求額		給付費		請求額	
自治体助成金請求額									

障害児入所支援提供実績記録票の記載における留意点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

平成 年 月 分		障害児入所支援提供実績記録票									
受給者証番号		給付決定保護者氏名 (障害児氏名)				事業所番号					
補足給付適用の有無		補足給付額(月額)		円/日		事業所及び その事業所					
日付 曜日	支援実績				実費算定額				備考		
	サービス提供 の状況	入院・外泊時 加算	入院時支援 特別加算	自活訓練 加算	食費の 単価	朝食 昼食 夕食 一日 朝食 昼食 夕食	光熱水費の単価	光熱水費			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
合計						各小計	円	円	円		
地域移行加算	入所中算定日	退所日	退所後算定日								

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の入所給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「食費の単価」欄に、都道府県知事に届け出た食費の単価を、毎食単位又は一日単位の額で記載する。
- ② 「光熱水費の単価」欄に、都道府県知事に届け出た光熱水費の単価を、一月単位又は一日単位の額で記載する。
- ③ 「曜日」欄に、当該支援提供年月における各日付の曜日を記載する。
- ④ 「サービス提供の状況」欄に、実際に支援を提供した内容に基づいて、次のとおり記載する。
 - ・入院の初日…「入院」
 - ・入院の中日…「入院」
 - ・入院から共同生活住居に戻った日…「入院」
 - ・外泊の初日…「外泊」
 - ・外泊の中日…「外泊」
 - ・外泊から共同生活住居に戻った日…「外泊」
 - ・外泊から入院に移行した日…「外泊→入院」
 - ・入院から外泊に移行した日…「入院→外泊」
 - ・入院から共同生活住居に戻り同一日において外泊に移行した日…「入院→共同生活住居に戻る→外泊」
 - ・外泊から共同生活住居に戻り同一日において入院に移行した日…「外泊→共同生活住居に戻る→入院」
- ⑤ 「入院・外泊時加算」欄に、入院・外泊時加算(Ⅰ)が算定される日に「1」、入院・外泊時加算(Ⅱ)が算定される日に、「2」を記載する。
- ⑥ 「入院時支援特別加算」欄に、入院時支援特別加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- ⑦ 「自活訓練加算」欄に、自活訓練加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- ⑧ 「朝食・昼食・夕食」欄に、利用契約に従って、食事の提供を行ったときは、各食ごとに「1」を記載する。
- ⑨ 「光熱水費」欄に、利用契約に従って、施設が費用を徴収する日については「1」を記載する。

各欄の合計を記載する。

- ① 「入所中算定日」欄に、入所中において地域移行加算が算定される支援を行った日を記載する。
- ② 「退所日」欄に、障害児が当該障害児入所施設等を退所した日を記載する。
- ③ 「退所後算定日」欄に、退所後において地域移行加算が算定される支援を行った日を記載する。

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」又は「8」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の通所給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「日付・曜日」欄に、当該支援提供月において、児童発達支援を提供した日及びその曜日を記載する。
- ② 「サービス提供の状況」欄に、欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」を記載する。
- ③ 「開始時間・終了時間」欄に、支援の開始時間及び終了時間を記載する。
家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等、訪問支援特別加算の算定要件を満たす訪問支援を行った場合は、その時間を記載する。
- ④ 「送迎加算」欄に、送迎を行った場合は、片道単位で回数を記載する。
- ⑤ 「家庭連携加算」欄に、家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等を行った場合は、支援に要した時間数を記載する。
- ⑥ 「訪問支援特別加算」欄に、訪問支援特別加算の算定要件を満たす訪問による支援を行った場合は、支援に要した時間数を記載する。
- ⑦ 「食事提供加算」欄に、食事提供体制加算の算定対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日には「1」を記載する。

医療型児童発達支援提供実績記録票の記載における留意点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

[illegible]

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の通所給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「日付・曜日」欄に、当該支援提供月において、医療型児童発達支援を提供した日及びその曜日を記載する。
- ② 「サービス提供の状況」欄に、欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」を記載する。
- ③ 「開始時間・終了時間」欄に、支援の開始時間及び終了時間を記載する。家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等、訪問支援特別加算の算定要件を満たす訪問支援を行った場合は、その時間を記載する。
- ④ 「家庭連携加算」欄に、家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等を行った場合は、支援に要した時間数を記載する。
- ⑤ 「訪問支援特別加算」欄に、訪問支援特別加算の算定要件を満たす訪問による支援を行った場合は、支援に要した時間数を記載する。
- ⑥ 「食事提供加算」欄に、食事提供体制加算の算定対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日には「1」を記載する。

本様式は、事業所番号（10桁）の3桁目が「5」又は「8」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の通所給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「日付・曜日」欄に、当該支援提供月において、放課後等デイサービスを提供した日及びその曜日を記載する。
- ② 「サービス提供の状況」欄に、欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」を記載する。
- ③ 「提供形態」欄に、支援の提供形態に応じて、以下のいずれかを記載する。
 - ・授業の終了後に行う場合・・・「1」
 - ・休業日に行う場合・・・「2」
- ④ 「開始時間・終了時間」欄に、支援の開始時間及び終了時間を記載する。
家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等、訪問支援特別加算の算定要件を満たす訪問支援を行った場合は、その時間を記載する。
- ⑤ 「送迎加算」欄に、送迎を行った場合は、片道単位で回数を記載する。
- ⑥ 「家庭連携加算」欄に、家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等を行った場合は、支援に要した時間数を記載する。
- ⑦ 「訪問支援特別加算」欄に、訪問支援特別加算の算定要件を満たす訪問による支援を行った場合は、支援に要した時間数を記載する。

保育所等訪問支援提供実績記録票の記載における留意点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

[illegible]

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の通所給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

- ① 「日付・曜日」欄に、当該支援提供月において、
保育所等訪問支援を提供した日及びその曜日を記載する。
- ② 「算定日数」欄に、保育所等訪問支援を提供した日には「1」を記載する。

請求明細書の「請求額集計欄」の記載方法の変更について

1 法第三十一条が適用されていない受給者の例

(利用者負担上限月額 9,300円の場合、法第三十一条に基づく市町村が定める額 5,000円)

請求額集計欄	サービス種類コード	1	1	居宅介護					合計						
	サービス利用日数	2	3	日											
	給付単位数		1	5	0	2	8		1	5	0	2	8		
	単位数単価			1	0	円/単位									
	総費用額	1	5	0	2	8	0		1	5	0	2	8	0	
	1割相当額		1	5	0	2	8								
	利用者負担額②		1	5	0	2	8								
	上限月額調整①②の内少ない数			9	3	0	0			9	3	0	0		
	A型減免	事業者減免額													
		減免後利用者負担額													
	調整後利用者負担額														
	上限額管理後利用者負担額														
	決定利用者負担額			9	3	0	0			9	3	0	0		
	請求額	給付費	1	4	0	9	8	0		1	4	0	9	8	0
		特別対策費													
		自治体助成分請求額													

① 「1割相当額」欄に、総費用額の1割相当の額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、1割相当額は「15,028円」である。

② 「利用者負担額②」欄に、法第三十一条が適用されない受給者については、総費用額の1割相当の額を記載する。

例の場合、法第三十一条が適用されないため、1割相当額の「15,028円」を記載する。

③ 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄に、「利用者負担額②」に記載されている額と、利用者負担上限月額のうち小さい額を記載する。

例の場合、利用者負担額②は「15,028円」であり、利用者負担上限額は「9,300円」であるため、小さい額の「9,300円」を記載する。

④ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。

⑤ 「給付費・請求額」欄に総費用額から決定利用者負担額を引いた額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、決定利用者負担額は「9,300円」であるため、給付費・請求額には「150,280 - 9,300 = 140,980円」を記載する。

※ 法第三十一条に基づく市町村が定める額は、児童福祉法において、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額とする。

2 法第三十一条が適用される受給者の例

(利用者負担上限月額 9,300円、 法第三十一条に基づく市町村が定める額 5,000円)

請求額集計欄	サービス種類コード	1	1	居宅介護				合計						
	サービス利用日数	2	3	日										
	給付単位数		1	5	0	2	8		1	5	0	2	8	
	単位数単価			1	0	円/単位								
	総費用額	1	5	0	2	8	0	1	5	0	2	8	0	
	1割相当額		1	5	0	2	8							
	利用者負担額②			5	0	0	0							
	上限月額調整①②の内少ない数				5	0	0	0			5	0	0	0
	A型減免	事業者減免額												
		減免後利用者負担額												
	調整後利用者負担額													
	上限額管理後利用者負担額													
	決定利用者負担額				5	0	0	0			5	0	0	0
	請求額	給付費	1	4	5	2	8	0	1	4	5	2	8	0
特別対策費														
自治体助成分請求額														

① 「1割相当額」欄に、総費用額の1割相当の額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、1割相当額は「15,028円」である。

② 「利用者負担額②」欄に、法第三十一条が適用される受給者については、「法第三十一条に基づく市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。

例の場合、法第三十一条に基づく市町村が定める額は「5,000円」であり、1割相当額は「15,028円」であるため、小さい額の「5,000円」を記載する。

③ 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄に、「利用者負担額②」に記載されている額と、利用者負担上限月額のうち小さい額を記載する。

例の場合、利用者負担額②は「5,000円」であり、利用者負担上限月額は「9,300円」であるため、小さい額の「5,000円」を記載する。

④ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。

⑤ 「給付費・請求額」欄に総費用額から決定利用者負担額を引いた額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、決定利用者負担額は「5,000円」であるため、給付費・請求額には「150,280 - 5,000 = 145,280円」を記載する。

※ 法第三十一条に基づく市町村が定める額は、児童福祉法において、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額とする。

3 新体系定着支援にかかる請求を行う場合の例

サービス内容		サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
給付費 明細欄	生活介護	2 2 5 0 7 0	6 3 5	1 3	8 2 5 5	
	生活介護	2 2 6 5 8 5	6 4	2	1 2 8	
	生活介護	2 2 6 5 9 0	1 5 0	1	1 5 0	
	生活介護	2 2 6 5 9 0	3 0 1	2	3 6 0	
	生活介護	2 2 6 5 9 0	4 2 1	3	5 4 6	
	生活介護	2 2 6 5 9 0	6 1	3	1 8 3	
	生活介護	2 2 6 5 9 0	2 7 3	0	8 1 0	
	生活介護	2 2 7 0 6 2	2 6 5	1 5	3 9 7 5	
	生活介護	2 2 6 6 6 5	2 4 5	1	2 4 5	
	生活介護	2 2 9 9 9 0	1 0 0	1 5	1 5 0 0	
サービス種類コード		2 2 生活介護	2 2 生活介護			
サービス利用日数		1 5 日	1 5 日			合計
給付単位数		1 4 6 5 2	1 5 0 0			1 6 1 5 2
単位数単価		1 0 円/単位	1 0 円/単位			円/単位
総費用額		1 4 6 5 2 0	1 5 0 0 0			1 6 1 5 2 0
1割相当額		1 4 6 5 2				
利用者負担額②		1 4 6 5 2				
上限月額調整(①②の内少ない数)		1 4 6 5 2				1 4 6 5 2
請求額 集計欄	事業者減免額					
	A型減免					
	調整後利用者負担額					
	上限額管理後利用者負担額	1 4 6 5 2				1 4 6 5 2
	決定利用者負担額	1 4 6 5 2				1 4 6 5 2
	給付費	1 3 1 8 6 8				1 3 1 8 6 8
	特別対策費		1 5 0 0 0			1 5 0 0 0
	自治体助成分請求額					

新体系定着支援にかかる
請求を行う場合

新体系定着支援を算定する場合、
給付費とは別の欄に記載する。

① 新体系定着支援にかかる請求を行う場合、利用者負担が発生しないため、以下の記入欄については、0円を記載する。

- 「1割相当額」欄
- 「利用者負担額②」欄
- 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄
- 「調整後利用者負担額」欄
- 「上限額管理利用者負担額」欄
- 「決定利用者負担額」欄
- 「給付費・請求額」欄

② 「特別対策費・請求額」欄に、「総費用額」欄と同額を記載する。

例の場合、総費用額は「15,000円」であるため、特別対策費・請求額には「15,000円」を記載する。

4. 18歳以上の障害児施設入所者に係る報酬算定について

報酬算定の考え方について

- 18歳以上の障害児施設入所者について、引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、生活介護サービス費の経過的な生活介護サービス費及び施設入所支援サービス費の経過的施設入所支援サービス費を適用する。
- 経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を按分した単位数とする。
- 按分する割合は、通常的生活介護サービス費及び施設入所支援サービス費の報酬単位を合算した際的生活介護又は施設入所支援の割合及び生活介護の決定支給量が原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)であることを踏まえ、生活介護については、 $94/100$ 、施設入所支援については、 $32/100$ とする。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 地域区分は、障害児の地域区分が適用される。

システム対応

①決定サービスコードの追加について

現在、障害児施設に入所している18歳以上の障害者が、特例により自立支援法の指定を受けた障害児施設を利用する場合の決定サービスコードは、下表のとおり。

コード名称	
基本決定コード	加算決定コード
224000:生活介護児童移行者対象者決定(知的障害児) 225000:生活介護児童移行者対象者決定(自閉症児) 226000:生活介護児童移行者対象者決定(盲児) 227000:生活介護児童移行者対象者決定(ろうあ児) 228000:生活介護児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	220917:生活介護児童移行者加算強度行動障害 220918:生活介護児童移行者加算重度重複 220919:生活介護児童移行者加算自活訓練 220920:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ)) 220921:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ)) 220922:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ)) 220923:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ)) 220924:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)
325000:施設入所支援児童移行者対象者決定(知的障害児) 326000:施設入所支援児童移行者対象者決定(自閉症児) 327000:施設入所支援児童移行者対象者決定(盲児) 328000:施設入所支援児童移行者対象者決定(ろうあ児) 329000:施設入所支援児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	320917:施設入所支援児童移行者加算強度行動障害 320918:施設入所支援児童移行者加算重度重複 320919:施設入所支援児童移行者加算自活訓練 320920:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ)) 320921:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ)) 320922:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ)) 320923:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ)) 320924:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)

②地域区分の設定について

○障害福祉サービスに、障害児の既存の地域区分コード(下表)を追加する。

区 分	コード名称			
地域区分コード	児童施設経過措置事業所	21:一級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設) 24:四級地(旧障害児施設)	25:五級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設) 27:七級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設)	

○当該地域区分を適用するかを判定可能とするため、事業所情報の「みなし指定の有無」を生活介護、施設入所支援において設定可能とする。

また、「みなし指定の有無」が「有り」の場合、障害児入所支援の報酬を算定し、障害児の地域区分が適用される。

設定のイメージ

事業所異動連絡票情報(サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	...	サービス種類コード	...	地域区分コード	...	みなし指定の有無	...
2012.04.01	1:新規	9911111111	...	22	...	21:一級地(旧障害児施設)	...	2:有り	...

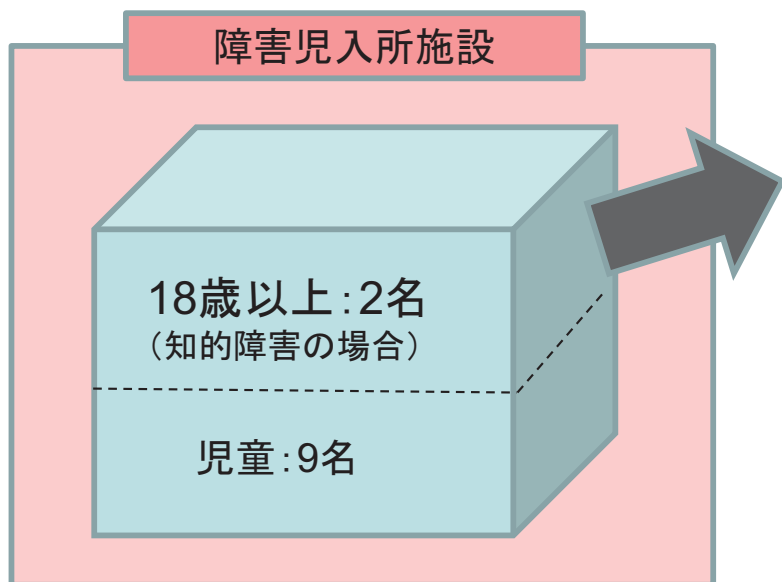
サービス種類が「22:生活介護」、「32:施設入所支援」で、みなし指定の有無が「2:有り」の場合に、地域区分コード「21~28」の設定が可能

③報酬の算定について

介護給付費等単位数サービスコード表に、経過的生活介護サービス及び経過の施設入所支援サービスの請求サービスコードを新たに設ける。

請求においては、経過的生活介護サービスと経過の施設入所支援サービスのそれぞれのコードを組み合わせて請求する。

18歳以上の入所者に係る請求例



○18歳以上の2名については、経過的生活介護及び経過の施設入所サービス費それぞれの「イ 知的障害の場合」で、定員区分「11人以上20人以下」の報酬を算定する。

サービスコード	サービス内容略称	単位数
224141	経過的生介児入5	504
324141	経過の施入児入5	172

※加算を算定する場合は、経過的生活介護及び経過の施設入所支援サービス費それぞれの加算コードを設定する。

④実績記録票について

実績記録票については、別途、紙等で市町村に提出する。

支払等システムの点検において、警告(PP15)が発生するが、市町村での審査をお願いしたい。

⑤施行当初の支払点検実施範囲について

当該経過措置における施行当初の点検実施範囲は以下のとおりであり、「×：見送り」としている点検内容については、平成24年度中の対応を予定している。なお、詳細な実施時期は別途連絡する。

○：当初より点検を実施 ×：見送り ー：点検無し

No	点検内容	点検時突合台帳情報	
		事業所台帳	受給者台帳
1	本体報酬	○ 施設等の区分 × 利用定員数	○ 決定サービスコード
2	注 地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	○ 法人等種別コード	○ 決定サービスコード
3	注 利用者の数が利用定員を超える場合	○ 利用定員超過による減算の有無	○ 決定サービスコード
4	注 入所支援計画が作成されない場合	ー	○ 決定サービスコード
5	注 児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	× 児童発達支援管理責任者専任加算の有無 × 利用定員数	ー
6	注 職業指導員を配置している場合(1日につき)	× 職業指導員体制の有無 × 利用定員数	ー
7	注 重度障害児支援加算	× 重度知的障害児収容棟設置の有無 肢体不自由児施設重度病棟設置の有無	○ 決定サービスコード
8	注 重度重複障害児加算	ー	○ 決定サービスコード
9	注 強度行動障害児特別支援加算	○ 強度行動障害者特別支援加算の有無	○ 決定サービスコード
10	注 幼児加算	ー	ー
11	注 心理担当職員を配置している場合(1日につき)	× 心理担当職員配置加算の有無	ー
12	注 看護師を配置している場合(1日につき)	○ 看護師配置加算の基準 × 利用定員数	ー
13	入院・外泊時加算	× 利用定員数	ー
14	自活訓練加算	○ 自活訓練加算(Ⅰ)の有無 自活訓練加算(Ⅱ)の有無	○ 決定サービスコード
15	入院時特別支援加算(月1回を限度)	ー	ー
16	福祉専門職員配置等加算	○ 福祉専門職員配置加算の有無	ー
17	地域移行加算	ー	ー
18	栄養士配置加算	○(※) 栄養士配置加算の基準 × 利用定員数	ー
19	栄養マネジメント加算	○ 栄養士配置加算の基準	ー
20	小規模グループケア加算	× 小規模グループケア加算の有無	ー
21	福祉・介護職員処遇改善加算	○ 福祉・介護職員処遇改善加算の有無	ー
22	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無	ー
23	経過措置該当サービスであることを確認する点検	○ みなし指定の有無	ー

※ 施設入所支援の場合のみ、点検を実施する

5. 福祉・介護職員処遇改善加算の報酬算定について(案)

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設について

●福祉・介護職員処遇改善加算【新設】

○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)【新設】

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算。

【算定要件】

障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様(加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす場合。)

○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)【新設】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の90/100を加算。

【算定要件】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件のうちキャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たさない場合。

○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)【新設】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の80/100を加算。

【算定要件】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件のうちキャリアパス要件及び定量的要件のいずれもを満たさない場合。

●福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算。

【算定要件】

福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

(様式第二)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の単位数には、基本報酬及び加算の
所定単位数の合計に所定の率を乗じて(小数点以下四捨五入)算出した
単位数を記載する。

【単位数の計算式】
・福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(所定の率:17/1000)

14,407単位 × 17/1000 = 244.919 → 245単位

(小数点以下四捨五入)

(様式第二)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の単位数には、基本報酬及び加算の所定単位数の合計に所定の率を乗じて(小数点以下四捨五入)算出した単位数に対し、100分の90を乗じて(小数点以下四捨五入)算出した単位数を記載する。

【単位数の計算式】

・福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(所定の率:17/1000)

→ $14,407 \text{ 単位} \times 17/1000 = 244.919 \rightarrow 245 \text{ 単位}$
(小数点以下四捨五入)

$245 \text{ 単位} \times 90/100 = 220.5 \rightarrow 221 \text{ 単位}$
(小数点以下四捨五入)

③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の単位数の算定方法について

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	9	9	1	1	1	1	平成	2	4	年	4	月
助成自治体番号												

受給者証番号	9	9	0	0	0	0	0	0	0	1
支給決定障害者等氏名	国保 太郎									
支給決定に係る障害児氏名										

指定事業所番号	9	9	1	0	0	1	1	1	1	1
事業者及びその事業所の名称	事業所A									
地域区分	その他									
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無し									

利用者負担上限月額 ①	1	5	0	0	0	就労継続支援A型減免対象者	無し
-------------	---	---	---	---	---	---------------	----

利用者負担上限額	指定事業所番号	9	9	1	0	0	1	1	1	1	管理結果	1	管理結果額	1	5	0	0	0
管理事業所	事業所名称	事業所A																

サービス種別	2	2	開始年月日	平成	2	4	年	4	月	1	日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数	1	5	入院日数		
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成			年		月		日	利用日数			入院日数	
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成			年		月		日	利用日数			入院日数	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	生活介護13	2 2 2 1 4 1	6 3 5 1 3		8 2 5 5	
	生活介護13・開所短	2 2 2 1 4 5	6 4 2		1 2 8	
	生介上限額管理加算	2 2 5 0 1 0	1 5 0 1		1 5 0	
	生介初期加算	2 2 5 0 5 0	3 0 1 2		3 6 0	
	生介食事提供体制加算	2 2 5 0 7 0	4 2 1 3		5 4 6	
	生介延長支援加算1	2 2 6 5 8 5	6 1 3		1 8 3	
	生介送迎加算1	2 2 6 5 9 0	2 7 3 0		8 1 0	
	生介人員配置体制加算11	2 2 7 0 6 2	2 6 5 1 5		3 9 7 5	
	生介処遇改善加算Ⅲ	2 2 6 6 7 5	1 9 6	1	1 9 6	

請求額集計欄	サービス種類コード	2	2	生活介護																					
	サービス利用日数	1	5	日																					
	給付単位数	1	4	6	0	3																			
	単位数単価	1	0	円/単位																					
	総費用額	1	4	6	0	3																			
	1割相当額	1	4	6	0	3																			
	利用者負担額②	1	4	6	0	3																			
	上限月額調整(②の内少ない数)	1	4	6	0	3																			
	A型減免																								
	調整後利用者負担額																								

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	給																						

④福祉・介護職員処遇改善特別加算の単位数の算定方法について

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	9	9	1	1	1	1	平成	2	4	年	4	月
助成自治体番号												

受給者証番号	9	9	0	0	0	0	0	0	0	1
支給決定障害者等氏名	国保 太郎									
支給決定に係る障害児氏名										

指定事業所番号	9	9	1	0	0	1	1	1	1	1
事業者及びその事業所の名称	事業所A									
地域区分	その他									
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無し									

利用者負担上限月額 ①	1	5	0	0	0	就労継続支援A型減免対象者	無し
-------------	---	---	---	---	---	---------------	----

利用者負担上限額	指定事業所番号	9	9	1	0	0	1	1	1	1	管理結果	1	管理結果額	1	5	0	0	0
管理事業所	事業所名称	事業所A																

サービス種別	2	2	開始年月日	平成	2	4	年	4	月	1	日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数	1	5	入院日数		
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成			年		月		日	利用日数			入院日数	
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成			年		月		日	利用日数			入院日数	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	生活介護13	2 2 2 1 4 1	6 3 5 1 3		8 2 5 5	
	生活介護13・開所短	2 2 2 1 4 5	6 4 2		1 2 8	
	生介上限額管理加算	2 2 5 0 1 0	1 5 0 1		1 5 0	
	生介初期加算	2 2 5 0 5 0	3 0 1 2		3 6 0	
	生介食事提供体制加算	2 2 5 0 7 0	4 2 1 3		5 4 6	
	生介延長支援加算1	2 2 6 5 8 5	6 1 3		1 8 3	
	生介送迎加算1	2 2 6 5 9 0	2 7 3 0		8 1 0	
	生介人員配置体制加算11	2 2 7 0 6 2	2 6 5 1 5		3 9 7 5	
	生介処遇改善特別加算	2 2 6 6 8 5	8 6	1	8 6	

請求額集計欄	サービス種類コード	2	2	生活介護																					
	サービス利用日数	1	5	日																					
	給付単位数	1	4	4	9	3																			
	単位数単価	1	0	円/単位																					
	総費用額	1	4	4	9	3																			
	1割相当額	1	4	4	9	3																			
	利用者負担額②	1	4	4	9	3																			
	上限月額調整(②の内少ない数)	1	4	4	9	3																			
	A型減免																								
	調整後利用者負担額																								

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額																					

(様式第二)

[illegible]

⑥【福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の単位数の算定方法について

（新体系定着支援を算定する場合）

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	9	9	1	1	1	1		平成	2	4	年	4	月	分	
助成自治体番号															

受給者証番号	9	9	0	0	0	0	0	0	0	1	指定事業所番号	9	9	1	0	0	1	1	1	1	1
支給決定障害者等氏名	国保 太郎										事業者及びその事業所の名称	事業所A									
支給決定に係る障害児氏名																					
											地域区分		その他								
											就労継続支援A型事業者負担減免措置実施										無し

利用者負担上限月額①	1	5	0	0	0	0	就労継続支援A型減免対象者	無し
------------	---	---	---	---	---	---	---------------	----

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	9	9	1	0	0	1	1	1	1	1	管理結果	1	管理結果額	1	5	0	0	0
	事業所名称	事業所A																	

サービス種別	2	2	開始年月日	平成	2	4	年	4	月	1	日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数	1	5	入院日数		
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数			入院日数		
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数			入院日数		

サービス内容	サービスコード					単位数			回数	サービス単位数					概要
	2	2	2	1	4	1	6	3	5	1	3	8	2	5	
生活介護13	2	2	2	1	4	5	6	4	2			1	2	8	
生活介護13・開所短	2	2	2	1	4	5	6	4	2			1	2	8	
生介上限額管理加算	2	2	5	0	1	0	1	5	0	1		1	5	0	
生介初期加算	2	2	5	0	5	0	3	0	1	2		3	6	0	
生介食事提供体制加算	2	2	5	0	7	0	4	2	1	0		5	4	6	
生介延長支援加算1	2	2	6	5	8	5	6	1	3			1	8	3	
生介送迎加算1	2	2	6	5	9	0	2	7	3	0		8	1	0	
生介人員配置体制加算11	2	2	7	0	6	2	2	6	5	1		3	9	7	
生介処遇改善加算 I	2	2	6	6	6	5	2	4	5	1		2	4	5	
生介新体系定着支援	2	2	9	9	9	0	1	0	0	1		1	5	0	

新体系定着支援については、
処遇改善加算の単位数を算出する際の所定単位数に含めません。

サービス種類コード	2	2	生活介護	2	2	生活介護											合計							
	1	5	日	1	5	日																		
サービス利用日数	1	5	日	1	5	日																		
給付単位数	1	4	6	5	2	1	5	0	0											1	6	1	5	2
単位数単価			1	0	円/単位																			
総費用額	1	4	6	5	2																			
1割相当額	1	4	6	5	2																			
利用者負担額②	1	4	6	5	2																			
上限月額調整③④⑤の内③ない④⑤	1	4	6	5	2																			
A型減免																								
事業者減免額																								
減免後利用者負担額																								
調整後利用者負担額																								
上限額管理後利用者負担額	1	4	6	5	2																			
決定利用者負担額	1	4	6	5	2																			
請求額																								
給付費	1	3	1	8	6	8																		
特別対策費																								
自治体助成分請求額																								

福祉・介護職員処遇改善加算(I)の単位数には、基本報酬及び加算の所定単位数(新体系定着支援を除く)の合計に所定の率を乗じて(小数点以下四捨五入)算出した単位数を記載する。

【単位数の計算式】

・福祉・介護職員処遇改善加算(I)(所定の率:17/

6. 医療連携体制加算(Ⅲ)の報酬算定について

介護職員等によるたんの吸引等の評価に係る改定の概要

○看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等（＊）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

＊ 短期入所（医療型短期入所を除く。）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）。なお、宿泊型自立訓練、児童発達支援及び放課後等デイについては、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】500単位（看護職員1人1日当たり）
看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】100単位（利用者1人1日当たり）
介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

医療連携体制加算(Ⅲ)の請求方法等

① 趣旨

医療連携体制加算(Ⅲ)については、看護職員1人1日当たりと設定していることを踏まえ、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合等について、事業所の請求方法をお示しするもの。

② 請求単位数

以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

$$500\text{単位} \times \text{看護職員数} \div \frac{\text{当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数}}{\text{1人当たり単位数/日}} =$$

1単位未満
(小数点以下)
の端数につい
ては「切り捨
て」とする。

例. 4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500単位 × 2人) ÷ 3人 = 333.3単位 → 333単位/日(4月1日分)
 - ・ (500単位 × 1人) ÷ 3人 = 166.6単位 → 166単位/日(4月20日分)
- ⇒ 333単位 + 166単位 = 499単位/月(4月分)

※ (500単位 × 3人) ÷ 3人 = 500単位/月とするのではない。

③ 請求方法

上記②で算出した単位数について、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、以下のサービスコードにより請求する。ただし、請求回数は、実際に看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った回数にかかわらず、1回として請求すること。

サービスコード		算定項目	単位数
種類	項目		
〇〇(※)	9992	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	事業所において、上記②により算出された単位数を設定。

※ サービス種類コード(24:短期入所 等)

7. 事業所の指定更新について

事業所の指定更新について

○概 要

指定障害福祉サービス事業者等の指定については、障害者自立支援法及び児童福祉法において、6年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって指定の効力を失うこととされており、事業者において指定の更新が必要となる。

システムにおいても、指定の更新情報を管理するため、所要の見直しを行う。

○システム対応

事業所の指定更新に関する情報を管理する項目を追加します。

基準該当事業所以外の事業所については、平成24年4月以降、事業所指定の有効期間等を設定する必要があります。

■追加項目

情報名	項目名	備考
事業所異動連絡票情報(サービス情報) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報) 障害児施設異動連絡票情報(サービス情報) 障害児施設訂正連絡票情報(サービス情報)	指定有効開始年月日	指定有効開始年月日から指定有効終了年月日の期間が6年以内であること。
	指定有効終了年月日	
	指定更新申請中区分	指定有効期間が満了後、引き続き指定更新にかかる申請を行っている場合、指定更新申請中区分を設定すること。
	効力停止開始年月日	業務停止処分等が発生し、事業所指定の効力を一定期間停止する場合、効力停止期間を設定すること。
	効力停止終了年月日	

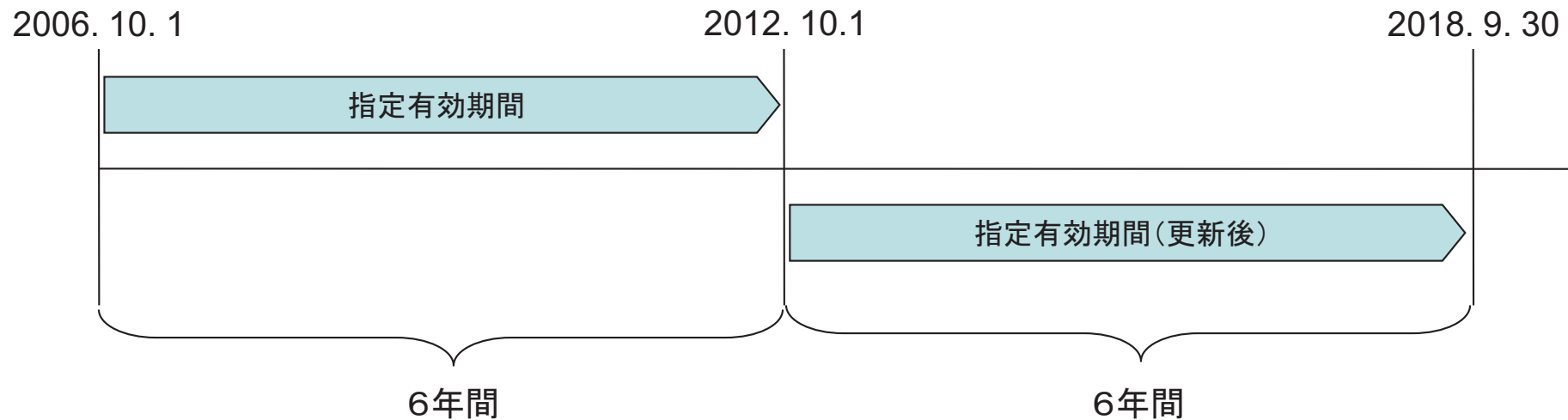
指定更新情報の設定例

■ 事業所指定の有効期間中に指定更新の手続きが完了した場合

指定有効期間： 平成18年10月1日～平成24年9月30日

指定有効期間(更新後)： 平成24年10月1日～平成30年9月30日

平成18年10月1日に事業所指定を受けた事業所は、平成24年9月30日で指定の期間が満了となるため、指定更新にかかる申請を行う必要がある。
指定の有効期間内に更新の申請を行わない場合、その効力を失う。



(1) 事業所指定の状況を提出する

(平成18年10月1日～平成24年9月30日まで指定を受けている場合)

- ① 異動年月日に、平成24年4月以降の年月を設定する。
- ② 指定有効開始年月日に、指定を開始する日付(平成18年10月1日)を設定する。
- ③ 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成24年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ④ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2012.04.01	2:変更	9910011111	<u>2006.10.01</u>	<u>2012.09.30</u>	<u>1:無し</u>	—	—	...

(2) 事業所指定を更新する

(平成24年10月1日～平成30年9月30日に更新する場合)

- ① 指定有効開始年月日に、指定を開始する日付(平成24年10月1日)を設定する。
- ② 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成30年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ③ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2012.10.01	2:変更	9910011111	<u>2012.10.01</u>	<u>2018.09.30</u>	<u>1:無し</u>	—	—	...

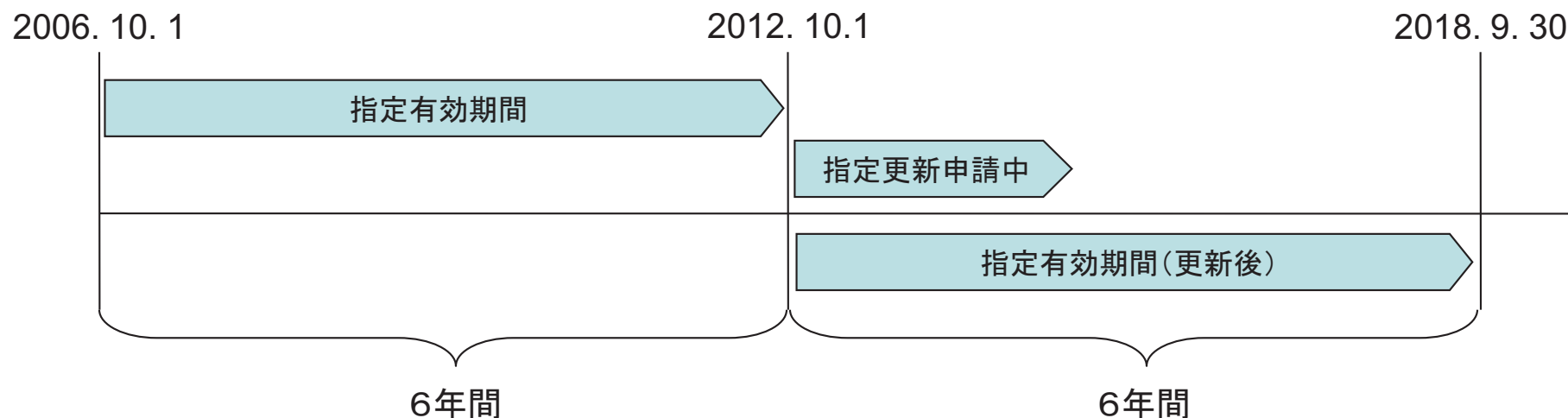
■ 事業所指定の有効期間中に指定更新の手続きが完了しない場合

指定有効期間： 平成18年10月1日～平成24年9月30日

指定有効期間(更新後)： 平成24年10月1日～平成30年9月30日

平成18年10月1日に事業所指定を受けた事業所は、平成24年9月30日で指定の期間が満了となるため、指定更新にかかる申請を行う必要がある。

指定の有効期間内に更新の申請を行ったが、指定の有効期間内に指定更新の手続きが完了しない場合、指定の効力は継続される。その場合、指定更新申請中であることを提出する必要がある。



(1) 指定更新申請中であることを提出する

(平成18年10月1日～平成24年9月30日まで指定を受けている場合)

- ① 異動年月日に、指定の更新の申請があった年月を設定する。
- ② 指定有効開始年月日に、従前の指定有効期間の日付(平成18年10月1日)を設定する。
- ③ 指定有効終了年月日に、従前の指定有効期間の日付(平成24年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ④ 指定更新申請中区分に、「2:有り」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2012.10.01	2:変更	9910011111	<u>2006.10.01</u>	<u>2012.09.30</u>	<u>2:有り</u>	—	—	...

(2) 事業所指定を更新する

(平成24年10月1日～平成30年9月30日に更新する場合)

- ① 指定有効開始年月日に、従前の指定有効期間の満了日の翌日の日付(平成24年10月1日)を設定する。
- ② 指定有効終了年月日に、指定を終了する日付(平成30年9月30日)を設定する。(指定の有効期間は最長6年間まで)
- ③ 指定更新申請中区分に、「1:無し」を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	事業所番号	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	指定更新 申請中区分	効力停止 開始年月日	効力停止 終了年月日	...
2012.11.01	2:変更	9910011111	<u>2012.10.01</u>	<u>2018.09.30</u>	<u>1:無し</u>	—	—	...